

水田・畑作経営所得安定対策導入に伴う農業経営・農地利用集積等の 動向の分析 (プロジェクト研究)

1. 研究目的

平成19年度から導入された水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営所得安定対策」という）は、担い手の育成・確保、担い手経営の安定・発展、望ましい農業構造の実現を主な目的としており、その円滑な推進のためには、これらの目的の達成状況を継続的に把握・検証し、必要な見直しや関連対策の実施を行っていくことが必要。

特に、経営所得安定対策に加入した集落営農組織については、組織化間もないものも多いこと等から、将来の経営安定・発展のために様々な課題を抱えている状況。

このため、経営所得安定対策の導入が、各地域内での集落営農組織をはじめとした農業経営体の経営・行動や農地の利用集積等にどのような影響（効果）を生じさせるかについて継続的に把握・検証し、今後の地域農業の発展の方向性と農業構造の変化を予測するための研究を実施。

2. 研究内容

(1) 経営所得安定対策下における集落営農等の動向に関する分析

経営所得安定対策の導入に伴う集落営農組織等の農業経営の動向等について、農林水産政策研究所を中心に、経営局と密接に連携し、大学、農業試験場、普及組織等の参画も得て構築した集落営農組織・地区等に関する研究ネットワークの下で、継続的な調査（定点観測的な調査）を19、20年度に引き続き実施。

21年度においては、設立3年目の組織が多く、設立後3年目で法人化計画の目標年に対して折り返し地点となること、経営所得安定対策による支払いや経営収支が2年分把握できるようになること、農地法の改正内容が明らかになった後の調査となること、プロジェクト研究の最終年度の調査となること等も踏まえ、経営所得安定対策の経営に与える経済的な影響、組織の代表者や組合員の考えの変化、地域の農業生産や農業構造に与えた影響を把握することに重点を置いて調査を実施。

【具体的な調査手法】

基本的に、19、20年度の調査手法（19、20年度実行計画参照）を踏襲するが、21年度においては、効率的に調査分析を行うため、20年度の調査・分析結果を踏まえ、調査票の修正を行う（なお、調査対象については、最終年度であることも踏まえ、拡充は行わない）。

また、こうした調査を円滑に実施するため、20年度に引き続き、約500の集落営農組織を対象としたアンケート調査を、調査票、現地調査対象等の確定前に、実施する。

上記で収集したデータ・情報を整理し、経営所得安定対策の導入が、集落営農組織等の農業経営体の経営・行動、農地の利用集積等にどのような影響を与えるかを明らかにし、今後の地域農業の発展の方向性と農業構造の変化を予測。

その一環として、以下を実施。

集落営農組織の法人化の前後の比較分析、類似条件下にある組織で、経営発展している組織としていない組織間での比較分析等を行うことにより、集落営農組織等の法人化や農業経営の発展に向けた課題を提示。

組織の設立目的や組織が置かれている諸条件を勘案したタイプ別の類型化分析を行い、それぞれの類型毎に発展の方向性を整理し、経営所得安定対策の下でのモデル的な経営の姿を提示。

地域における米、麦、大豆の生産の変化、園芸作物の生産、農産物加工、直売等の変化を把握し、その要因を分析することで、集落営農組織設立との関係について解明。

リタイア農家等からの農地の引き受け状況や集落内農地の価格・小作料の変化を整理し、その要因、将来的な方向性等、農地の利用集積について分析。また、農地法の改正が集落営農組織の展開方向に与える影響を予測するため、この点に関する組織の代表者や関係者の考えを整理し分析。

(2) 海外の経営安定対策に関する分析

経営安定対策に関する諸外国の動向について、引き続き、制度面だけでなく、経営安定・農地価格・構造変化等の政策効果面についても研究。

3. 研究成果の活用方法

集落営農組織等を、安定的な経営体や法人に発展させていくためのきめ細かい指導方策・支援対策の構築に向けた検討に活用。

水田・畑作経営所得安定対策の効果の検証に活用。

次期基本計画の検討に活用。